

公益財団法人日本心臓財団

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本心臓財団（以下、「この法人」という。）の定款第13条及び第26条の定めに基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の定めにも照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものをいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、別表1に定める額の範囲内の報酬を支給することができる。
- 3 非常勤役員及び評議員には、原則として理事会及び評議員会並びに委員会等出席の都度、別表2に基づき報酬を支給することができる。ただし、職務の態様から年間報酬を支給することが適当と認められる場合には、別表3に定める額の範囲内の報酬を支給することができる。
- 4 役員等には、賞与および退職慰労金を支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、支給日、支払方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程に準ずる。

- 2 非常勤役員にあつて前条第3項ただし書きにより年間報酬を支給することが適当と認められる場合は、前項に準ずる。

(費用)

第5条 この法人は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その取扱いは職員を対象とする給与規程に準ずる。

(顧問への準用)

第6条 顧問が職務を執行したときは、第3条第3項の基準を前提に、職務内容に応じて報

酬を支給する。

2 顧問がその職務を行うために要する費用は、第5条第1項を準用する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬

報酬年額 12,000,000 円以内

別表2 非常勤役員及び評議員の報酬

理事会等出席の都度、一人一律 10,000 円（所得税徴収後の金額）

別表3 年間報酬を支給することが適当と認められる場合の報酬

報酬年額 4,800,000 円以内

以上